

特定調達品目及び判断の基準等の見直し一覧(案)

：判断の基準等変更品目

：追加品目

：削除品目

分野	特定調達品目 (令和4年2月閣議決定)		特定調達品目の追加等及び判断の基準等の改定の主な内容 (令和5年2月閣議決定予定)	
	品目数	品目名称	追加・削除 品目数	品目名称等
前文				* 定量的環境情報が開示された製品等の優先的な選択について記載
1 紙類	7	コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用塗工紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙 トイレトペーパー ティッシュペーパー		* 総合評価値を80から70に引き下げるとともに、最低古紙パルプ配合率を60%から40%に変更する見直し。3年間の時限措置である旨、備考に記載 * 総合評価値を80から70に引き下げるとともに、最低古紙パルプ配合率を60%から40%に変更する見直し。3年間の時限措置である旨、備考に記載
2 文具類	85	シヤープペンシル シヤープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー 消しゴム ステープラー(汎用型) ステープラー(汎用型以外) ステープラー針リムーバー 連射式クリップ(本体) 事務用修正具(テープ) 事務用修正具(液状) クラフトテープ 粘着テープ(布粘着) 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックスタンド ペンスタンド クリップケース はさみ マグネット(玉) マグネット(バー) テープカッター パンチ(手動) モルトケース(紙めくり用スポンジケース) 紙めくりクリーム 鉛筆削(手動) OAクリーナー(ウエットタイプ) OAクリーナー(液タイプ) ダストブロワー レターケース メディアケース マウスパッド OAフィルター(枠あり) 丸刃式紙裁断機 カッターナイフ カuttingマット デスクマット OHPフィルム 絵筆 絵の具 墨汁 のり(液状)(補充用を含む。)		* 大部分の材料が金属類(金属類が製品全体重量の95%以上)の製品について新たに共通の判断の基準(リデュース設計、使用後の分解・分別)を設定(経過措置有) * 文具類共通の配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を設定 * 品目名称を、「布粘着テープ(プラスチック製クロステープを含む。)」に変更するとともに、バイオマスプラスチックに係る判断の基準を追加

分野	特定調達品目 (令和4年2月閣議決定)		特定調達品目の追加等及び判断の基準等の改定の主な内容 (令和5年2月閣議決定予定)		
	品目数	品目名称	追加・削除 品目数	品目名称等	
		のり(澱粉のり)(補充用を含む。)			
		のり(固形)			
		のり(テープ)			
		ファイル			
		バインダー			
		ファイリング用品			
		アルバム			
		つづりひも			
		カードケース			
		事務用封筒(紙製)			
		窓付き封筒(紙製)			
		けい紙			
		起案用紙			
		ノート			*塗工された印刷用紙の判断の基準の見直しに伴う修正
		パンチラベル			
		タックラベル			
		インデックス			
		付箋紙			
		付箋フィルム			
		黒板拭き			
		ホワイトボード用イレーザー			
		額縁			
		テープ印字機等用カセット			
		テープ印字機等用テープ			
		ごみ箱			
		リサイクルボックス			
		缶・ボトルつぶし機(手動)			
		名札(机上用)			
		名札(衣服取付型・首下げ型)			
		鍵かけ			
		チョーク			
グラウンド用白線					
梱包用バンド					
3 オフィス家具等	10	いす 机 棚 収納用什器(棚以外) ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	1 1	*タイプ I 環境ラベルの活用に係る判断の基準を追加(エコマーク認定基準を満たす又は同等のものであること) *配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」及び「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること」を追加  個室ブース ディスプレイスタンド	
4 画像機器等	10	コピー機  複合機  拡張性のあるデジタルコピー機  プリンタ プリンタ複合機 ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ インクカートリッジ		*判断の基準の基準値1として、「定量的環境情報が開示されていること」を設定(1年間の経過措置を設定) *配慮事項に「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること」を追加  *判断の基準の基準値1として、「定量的環境情報が開示されていること」を設定(1年間の経過措置を設定) *配慮事項に「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること」を追加  *判断の基準の基準値1として、「定量的環境情報が開示されていること」を設定(1年間の経過措置を設定) *配慮事項に「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること」を追加	

分野	特定調達品目 (令和4年2月閣議決定)		特定調達品目の追加等及び判断の基準等の改定の主な内容 (令和5年2月閣議決定予定)	
	品目数	品目名称	追加・削除 品目数	品目名称等
5 電子計算機等	4	電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア		
6 オフィス機器等	5	シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一次電池又は小形充電式電池		
7 移動電話等	3	携帯電話 PHS スマートフォン		
8 家電製品	6	電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫  テレビジョン受信機  電気便座 電子レンジ		*年間消費電力量に係る経過措置を終了 *年間消費電力量に係る経過措置を終了 *年間消費電力量に係る経過措置を終了  *省エネ法トップランナー基準の達成状況に基づき、エネルギー消費効率基準値を引き上げ(経過措置の削除) *配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加  *暖房便座のみを有するものを対象から除外 *配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加
9 エアコンディショナー等	3	エアコンディショナー  ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	1	*品目を「家庭用エアコンディショナー」、「業務用エアコンディショナー」に分け、別品目として設定 *家庭用エアコンについては、省エネ法トップランナー基準(目標年度:壁掛形2027年度、壁掛形以外、マルチタイプ2029年度)の見直しに伴う判断の基準等の変更 *業務用エアコンのうち、ビル用マルチについては、冷媒に2段階基準を設定し、基準値1として省エネ法トップランナー基準88%以上達成かつGWP750以下の冷媒の使用を設定。ビル用マルチ以外のエアコンは従前の基準(2段階基準の設定なし)とする見直し。 エアコンディショナー(家庭用・業務用に分割)
10 温水器等	4	ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器		
11 照明	4	LED照明器具  LEDを光源とした内照式表示灯 蛍光ランプ(直管型:大きさの区分40形 蛍光ランプ)  電球形状のランプ	-1	*非常用の照明装置(建築基準法に定める構造のもののうち停電時のみに点灯する専用型)は対象外である旨備考に明記 *配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」及び「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること」を追加  <b>品目削除</b> *電球形蛍光ランプを対象から除外するとともに、品目名称を電球形LEDランプに変更 *タイプI環境ラベルの活用に係る判断の基準を追加(エコマーク認定基準を満たす又は同等のものであること) *電球形LEDランプについて、GX53の固有エネルギー効率の基準値を変更 *振動又は衝撃に耐えることを主目的とするものは除外する旨備考に追記 *配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」及び「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること」を追加
12 自動車等	8	乗用車 小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ 乗用車用タイヤ 2サイクルエンジン油		

分野	特定調達品目 (令和4年2月閣議決定)		特定調達品目の追加等及び判断の基準等の改定の主な内容 (令和5年2月閣議決定予定)	
	品目数	品目名称	追加・削除 品目数	品目名称等
13 消火器	1	消火器		<ul style="list-style-type: none"> <li>*タイプ I 環境ラベルの活用に係る判断の基準を追加(エコマーク認定基準を満たす又は同等のものであること)</li> <li>*配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加</li> <li>*消火器の設置台又は収納箱等への再生プラスチックの使用について配慮事項に追加</li> <li>*調達者向けの留意事項に、消火器の設置、保守及び廃棄までを一括して行う役務の調達について検討を行うことを追記するとともに、目標の立て方に、リース・レンタル契約を含む旨記載</li> </ul>
14 制服・作業服等	4	制服 作業服 帽子 靴		
15 インテリア・寝装寝具	11	カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん ニードルパンチカーペット 毛布 ふとん ベッドフレーム マットレス		<ul style="list-style-type: none"> <li>*配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」及び「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること」を追加</li> <li>*2段階基準を設定し、基準値1として「定量的環境情報が開示されていること」を追加</li> <li>*配慮事項に、「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること」を追加</li> <li>*配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」及び「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること」を追加</li> <li>*配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」及び「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること」を追加</li> <li>*タイプ I 環境ラベルの活用に係る判断の基準を追加(エコマーク認定基準を満たす又は同等のものであること)</li> <li>*耐久性に係る配慮事項を追加</li> </ul>
16 作業手袋	1	作業手袋		
17 その他繊維製品	7	集会用テント フルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ		
18 設備	10	太陽光発電システム 太陽熱利用システム 燃料電池 エネルギー管理システム 生ゴミ処理機 節水機器 給水栓 日射調整フィルム テレワーク用ライセンス Web会議システム	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>*太陽光発電モジュール及び周辺機器に係る情報開示項目に「維持管理」を追加するとともに、各項目に体制の保有を追加</li> <li>*修理及び部品交換が容易である等の設計がなされていることを配慮事項から判断の基準に格上げ</li> <li>*架台の適切な設計について、長期使用の観点も踏まえて行うよう調達者向けの留意事項を修正</li> <li>*暖房効果を持つ熱放射フィルム(断熱フィルム)を新規品目として追加することに伴う修正(判断の基準の見直しはなし)</li> <li>低放射フィルム</li> </ul>

分野	特定調達品目 (令和4年2月閣議決定)		特定調達品目の追加等及び判断の基準等の改定の主な内容 (令和5年2月閣議決定予定)	
	品目数	品目名称	追加・削除 品目数	品目名称等
19 災害備蓄用品	10	(毛布、テント、作業手袋、ブルーシート及び一次電池)		
		災害備蓄用飲料水		
		アルファ化米		
		保存パン		
		乾パン		
		レトルト食品等		
		栄養調整食品		
		フリーズドライ食品		
		非常用携帯燃料		
		携帯発電機		
		非常用携帯電源		
20 公共工事	70	公共工事		
		<資材>		
		建設汚泥から再生した処理土		
		土工用水砕スラグ		
		銅スラグを用いたケーソン中詰め材		
		フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材		
		地盤改良用製鋼スラグ		
		高炉スラグ骨材		
		フェロニッケルスラグ骨材		
		銅スラグ骨材		
		電気炉酸化スラグ骨材		
		再生加熱アスファルト混合物		
		鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物		
		中温化アスファルト混合物		
		鉄鋼スラグ混入路盤材		
		再生骨材等		
		間伐材		
		高炉セメント		
		フライアッシュセメント		
		エコセメント		
		透水性コンクリート		
		鉄鋼スラグブロック		
		フライアッシュを用いた吹付けコンクリート		
		下塗用塗料(重防食)		
		低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料		
		高日射反射率塗料		
		高日射反射率防水		
		再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)		
		再生材料を用いた舗装用ブロック類 (プレキャスト無筋コンクリート製品)		
		パークたい肥		
		下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)		
		LED道路照明		
		再生プラスチック製中央分離帯ブロック		
		セラミックタイル		
		断熱サッシ・ドア		
		製成材		
		集成材		
		合板		
		単板積層材		
		直交集成板		
		フローリング		
		パーティクルボード		
		繊維版		
		木質系セメント板		
		木材・プラスチック再生複合材製品		
		ビニル系床材		
		断熱材		
		照明制御システム		
		変圧器		
		吸収冷温水機		
		氷蓄熱式空調機器		
		ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機		
		送風機		
		ポンプ		
		排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管		
		自動水栓		
		自動洗浄装置及びその組み込み小便器		
大便器				
再生材料を使用した型枠				
合板型枠				
<建設機械>				
排出ガス対策型建設機械				
低騒音型建設機械				

分野	特定調達品目 (令和4年2月閣議決定)		特定調達品目の追加等及び判断の基準等の改定の主な内容 (令和5年2月閣議決定予定)	
	品目数	品目名称	追加・削除 品目数	品目名称等
		<工法> 低品質土有効利用工法 建設汚泥再生処理工法 コンクリート塊再生処理工法 路上表層再生工法 路上再生路盤工法 伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法 泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法 <目的物> 排水性舗装 透水性舗装 屋上緑化		
21 役 務	21	省エネルギー診断 印刷 食堂 自動車専用タイヤ更生 自動車整備 庁舎管理 植栽管理 加煙試験 清掃 タイルカーペット洗浄 機密文書処理 害虫防除 輸配送 旅客輸送 蛍光灯機能提供業務 庁舎等において営業を行う小売業務 クリーニング 飲料自動販売機設置 引越輸送 会議運営 印刷機能等提供業務	-1	*印刷用紙の判断の基準等の見直しに伴う修正 *低燃費・低公害車の使用に係る配慮事項に、電動車等を追加 *低燃費・低公害車の使用に係る配慮事項に、電動車等を追加 *低燃費・低公害車の使用に係る配慮事項に、電動車等を追加 <b>品目削除</b> *配慮事項に、プラスチック製のハンガーの再生プラスチック配合率は可能な限り高いことを追加 *配慮事項に、包装用のプラスチック製の衣類カバーの薄肉化、減量化を追加 *提供するプラスチック製の袋について、再生プラスチックの使用を追加 *低燃費・低公害車の使用に係る配慮事項に、電動車等を追加 *低燃費・低公害車の使用に係る配慮事項に、電動車等を追加 *低燃費・低公害車の使用に係る配慮事項に、電動車等を追加 *低燃費・低公害車の使用に係る配慮事項に、電動車等を追加 *コピー等の判断の基準等の見直しに伴う修正
22 ごみ袋等	1	プラスチック製ごみ袋		
品目数	285		2	【22分野287品目】